

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
26	教育庁	直接負担経費の事務処理手順を定めるべき	<p>多摩高等学校は、学校の主催により、小論文指導講座を行っていたが、受講対象となる生徒が限られていることから、積立金会計には含めず、保護者の直接負担経費として処理している。</p> <p>ところで、当該講座には、17名の生徒が参加し、学校の担当教諭が、平成30年11月14日に受講料 2万5,500円を支払ったが、具体的な事務処理の定めがなかったため、担当教諭が他校へ異動した際、領収書等の関係書類を異動先で保管していたため、後日、領収書等の関係書類を取り寄せて支払の状況を確認できたものの、監査日(令和元年5月17日)現在、関係書類を確認することができなかった。</p> <p>このことは、保護者の直接負担経費は学校が保護者から資金を徴収して支出するものであることから、必要最低限のルールを作成すべきであったことによるものである。</p> <p>都立学校教育課は、この事務処理について統括する立場であるので、直接負担経費の事務処理手順を定められた。</p>	<p>都立学校教育課は、各都立学校に対して令和元年9月30日「都度徴収経費に係る適正な事務処理費の通帳による管理、収入・支出の適正な処理及び理由通知の作成等について注意事項の通知を行った。」</p> <p>令和元年10月21日に開催した都立高校を対象とした経営企画課長会議において、約150校の経営企画課長が出席し、本指導事項の詳細及び具体的な状況や注意喚起を行った。【2-エ】</p>

**【意見・要望事項】**

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
27	財務局	施業連動型の財産利活用について	<p>財産運用部は、財務局が保有している普通財産の一部につき、都の施業(緑化事業、環境配慮型等住宅の展示場)への拠力を条件として民間事業者と一時貸付を行う方法により利活用している(以下、「施業連動型の財産利活用」という)。</p> <p>都が平成21年度から実施している、緑化条件付自動販売機(注)の設置目的の貸付について見たと、次の状況が認められた。</p> <p>事業開始当初、都は緑化条件付自動販売機として貸付を行ったため、平成24年度末には、1件が売却のため減少するとともに新たに1件を追加契約締結した。その後の7件は状況が変化し、現在、3件が契約が締結されていない。状況となっており、平成24年度以降は新たな候補地の選定を行っている。</p> <p>都は、未利用地の活用を担う局として、緑化条件付自動販売機用貸付に對して、事業の在り方を検討することが望まれる。</p> <p>(注) 自動販売機設置業者に対して、省エネ性能を揃えたフロンターム、パネルガラスなどを設置・管理することを向上・都市緑化の推進に寄与することを目的としたもの。</p>	<p>都は、緑化条件付自動販売機用貸付の事業の在り方について検討した結果、未利用地の活用における選択肢の一つとして、引き続き実施することとした。</p> <p>このため、既に保有していた未利用地の中から、自動販売機の設置に適していると考えられる土地を2件選定し、令和2年2月12日、「緑化条件付自動販売機設置を目的とする土地の一時貸付」に係る一般競争入札を公告した。【1-ア】</p> <p>都は、過去に緑化条件付自動販売機用地として貸し付けた3件は、別事業で活用を図るなどの調整を行っている。今後、既存の緑化条件付自動販売機用地の貸付契約が終了する機会や、新たな候補地の年度末の貸付入札に向けた例に実施している。緑化条件付自動販売機用地の見直し・再検討を行うことを、令和2年1月6日の貸付予定地の決定に先立ち、令和元年12月中旬に都内で確認した。【2-ウ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
28	生活文化局	東京都国際交流委員会補助事業について	都民生活部は、東京都国際交流委員会が行う多文化共生等に係る事業に対し補助金を交付するとともに、これらの事業について点検・評価を行っている。その結果、委員会が「東京都多文化共生推進指針」に定める効果的な推進体制について調査・検討している。そこで、この調査・検討状況について確認したところ、監査日現在、体制が確保できない状況である。在住外国人の更なる増加が見込まれる中、国は、外国人材受け入れ、共生のための総合的対応策を打ち出し、政府、都及び委員会には広域行政ならではの支援策の期待が高まっている。また、多文化共生社会づくりの推進に当たり、委員会の役割・機能の強化、事業の拡充及びそれに対する効果的な補助することが望まれる。	見える化改革での検討を通じて、多文化共生社会実現のための喫緊課題に目処を立ていくため、令和2年10月を目途に新財団を設立するとともに、在住外国人支援事業を拡充していくこととした。新財団は、これまで東京都国際交流委員会が行ってきた事業（多文化共生及び多文化共生推進指針）の連絡調整・普及及び啓発事業等）を順次引き継ぐこととすると、新たな事業（ワックス・トング日本語教育推進事業、通訳派遣事業等）や「やさしい日本語」活用促進事業等を検討・実施を図った。【1-1-1、2-2-7】
29	福祉保健局	災害発生時医療救護班が使用する医療用資器等について	医療政策部は、災害発生時の初期期に医療救護班が使用する医療用資器等を購入し、備蓄している。平成28年12月27日付けで、医療用手袋についている「パスター」は、ラテックスアレルギー（天然ゴム製品の使用による皮膚障害）を誘発したり、肉芽腫や肉芽腫の形成リスクを高めます。各都道府県を通じて、平成30年末までに「パスター」フリー「手袋」供給を切り替えるよう通知（以下「通知」という。）している。また、消費者庁、厚生労働省及び経済産業省は、天然ゴム製品の使用によるアレルギーのほか、まれにアナフィラキシーショックを引き起こす場合があることと注意喚起している。そこで、部が購入した医療用手袋を確認したところ、仕様書において「パスターフリーかつ天然ゴム製の製品に限定してはならない」とあるものの天然ゴム製の製品が納品されていた。通知等の趣旨を踏まえ、医療用手袋について、パスターフリーかつ天然ゴム製製品に限定することが望まれる。	令和元年10月以降の買入れ契約から仕様書を見直し、「パスターフリー・合成ゴム」製品に限定するものとした。見直した仕様書を用いて買入れを行い、令和2年2月7日に納品があった。【2-1-1】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
30	水道局	社会福祉施設への減額制度について	局は、社会福祉施設等に対する水道料金の減額措置（以下「減額制度」という。）のうち社会福祉施設についてはこの対象を「社会福祉施設」の適用を受ける社会福祉施設（第一種及び第二種社会福祉施設。ただし除外する事業者がある。）を実施する施設と定めている。ところで、局は、減額を希望する社会福祉法人等からの申請によりこの減額を申し渡すものとしている。社会福祉施設との減額対象となる施設が不明なため、次のとおり、社会福祉施設との減額制度に係る広報が不十分なものとなっている。この「水道料金」は、減額内容と併せて先施地区別の社会福祉施設となる施設が記載されている。また、減額対象となる施設が不明なため、減額を希望する社会福祉法人等から、直接問い合わせることは確認できない。社会福祉法人等から問合せ等があった場合、申請される施設等の所在地を所管する営業所等が、当該施設が減額対象施設に該当するか説明し、水道料金の減額制度について「及び個別施設「減免措置」の対象となる社会福祉施設一覧」を示している。平成22年作成のものであり、減額対象となる社会福祉事業のうち、児童発達支援事業、小規模保育、幼保連携型認定こども園等が掲載されていない。本事業を所管するサービス推進部は、社会福祉施設の減額制度の広報を見直すことが望まれる。	サービス推進部は、次の取組を行った。平成31年3月13日に水道料金ホームページ「水道料金」を刷新し、減免金の各種別に「対象施設」の記載を追加するとともに、各種減免の概要を掲載した。「減免措置の対象となる社会福祉施設一覧」（以下「一覧」という。）に示されている社会福祉施設であるかを水道局ホームページに掲載し、令和元年8月に回答を得た。この回答を基に減免対象となる施設を決定し、一覧を更新の上、令和元年11月12日付事務連絡にて、各営業所に通知した。また、同年11月22日に、各営業所で使用する業務端末に一覧の更新を反映させた。【1-1-1】 今後、月に社会福祉法等の改正を確認することとした。また、確認、法律の改正があった場合は、事業を行う社会福祉施設を行った上で、「一覧」を更新することとする。一覧に社会福祉施設を追加した場合、該当の社会福祉施設に付、各営業所に減免が適用されるか、各営業所に調査を行う。【2-1-1】

〔令和元年工事監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約		講じた措置の概要
			1	2	
31	都市整備局	ア 1 イ ウ エ オ	ア	イ ウ エ オ	<p>局は、アスファルト舗装の施工に關する4.5項目からなるチェックシートの新たな作成し、チェック機能の強化を図った。【2-ウ】</p> <p>第一市街地整備事務所は、令和元年9月30日に所内工事所管3職の技術員を擁し、土木形管理に關する研修を実施した。令和2年2月21日に工事関係部署を対象とした技術連絡会を開催した。</p> <p>所は、令和元年7月12日付けの文書管理を行うよう指導した。適正に施工所は、令和元年7月17日に所内工事所管3職による工事監査検査会、向月31日に工事安全協議会を開催した。</p> <p>これらの協議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>
			イ ウ エ オ	イ ウ エ オ	
32	福祉保健局	ア 1 イ ウ エ オ	ア	イ ウ エ オ	<p>局は、「舗装工事及び道交機補修工事(3.0端部-1)」の契約により、江東区西部地区における土地区画整理事業に伴い、持来道路管理業者である江戸川区に引き継ぐための舗装工事を行ったところ、設計図では、舗装構成の仕様は江戸川区舗装構造図集(以下「図集」という)を参照としており、図集では上層路盤のうち再生アスファルト処理混合物について1層仕上げ厚を10cm以下で締固めることと定めている。また局工事記録写真集撮影基盤では、舗装の締固め厚さとして撮影することと定めている。このことから、6.0型車道舗装の再生アスファルト処理混合物の上層路盤は厚さ15cmのため2回に分けて施工し、それぞれの施工状況を撮影する必要があるのである。</p> <p>しかしながら、本契約の工事記録写真集については見ると、厚さ15cmの上層路盤を2回に分けて締固めている状況が撮影されておらず、確認できない。</p> <p>このため、監査後に品質が確保されていることは確認されたものの、仕様のとおり施工されたことを証明するための工事記録写真管理が適切に行われておらず、品質管理の観点から適切でない。</p> <p>局は、アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。</p> <p>局は、「東京都立広尾看護専門学校(H30)内壁等相修その他改修工事」の契約により、学校内の耐震補強をするために、耐震の増設等の内部改修を行っており、耐震壁の上部に無収縮モルタル(注)を使用している。無収縮モルタルの単価は、材料の体積当り(m<sup>3</sup>)で設定されている。本契約の設計書に基づいて見ると、無収縮モルタルの数量を、関する面積当たり(m<sup>2</sup>)で算出した。このため、積算額約341万円が過大なものとなっている。</p> <p>局は、無収縮モルタルの積算を適正に行われた。</p> <p>(注)一般的なモルタルのような収縮が起らない強度の高い素材で、耐震補強工事をしはじめとした施工の仕上材料として非常に優れている材料。</p>
			イ ウ エ オ	イ ウ エ オ	

監査結果の要約

講じた措置の概要

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約		講じた措置の概要
			1	2	
33	福祉保健局	ア 1 イ ウ エ オ	ア	イ ウ エ オ	<p>局は、「民間社会福祉施設整備促進推進(3.0)新築給排水衛生設備工事」その2」の契約により、建物のために、排水管・公共汚水ます等を整備しているところ、ところで、東京都建設局工事標準仕様書及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)では、深さ1.5m以上の掘切り工事を行う場合において、及び周辺の状況により危険防止上支障がないことを除き、山留めを設けなければならないと定められている。</p> <p>このことから、山留めを設けず垂直に1.5m以上の掘削を行うには、土質を確認する必要がある。</p> <p>しかしながら、本契約における公共汚水ます設置の工事記録写真集について見ると、地盤面より垂直に約3.6mも掘削しているにもかかわらず、事前に周辺の土質を確認せず、山留め等の安全対策が適切に行われていない状況が認められた。</p> <p>局は、掘削作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>
			イ ウ エ オ	イ ウ エ オ	
34	福祉保健局	ア 1 イ ウ エ オ	ア	イ ウ エ オ	<p>局は、「東京都薬用植物園監視カメラ設置工」の契約により、薬用植物園内の監視体制を強化するため、カメラ台の監視カメラの設置を行っている。昭和39年東京都契約事務規則(昭和39年東京都契約125号)では、競争入札により請負契約を締結し、かつその内容に適合した履行を確保するための最低限度の条件を定め、あらかじめ最低制限価格を設定し、あらかじめ最低制限価格を算定し、あらかじめ最低制限価格を算定し、あらかじめ最低制限価格に上らず、予定価格に里に1.0分の7を乗じて算定していることが認められた。</p> <p>このことは、公正な契約事務の履行の観点から適正でない。</p> <p>局は、最低制限価格の算定を適正に行われた。</p>
			イ ウ エ オ	イ ウ エ オ	

健康安全センターは、契約手続の際に通知書等の添付を徹底することとする。また、工事発注時の公募内容決定に際し、他の書類と共に確認表について、管理職等の確認欄を新たに設けることとし、チェッカー体制の強化を図った。

【2-ウ】

局は、令和元年11月20日に準備契約事務説明会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】

後発契約約等対策は、掘削作業における施工計画書、施工要領書の提出漏れを防ぐため「提出書類チェックリスト(工事一般)」に「深さ1.5m以上の掘削作業の安全対策」の確認項目を追加するとともに、提出された施工計画書・施工要領書に上記の確認事項を記載し、施工要領書に上記の確認事項を記載し、掘削現場の掘削作業を受注者管理を行うこととし、チェック機能の強化を図った。

【2-ウ】

課は、令和元年11月25日に契約管理財団等と定例会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】

番号	外資局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
35	中央卸売市場	解体工事の積算を適正に行うべきもの	市場は、「築地市場(30)水産物部立体駐車場ほか解体工事」ほか2件の契約により、旧築地市場内の建物を解体している。解体等の積算について見ると、本契約の起工決定日が平成30年3月1日付市場積算標準単価表を適用するものである。工事価格の変動を確保するため、改正前の平成28年5月1日付市場積算標準単価表を一部単価に適用し、試算を行っていた。しかしながら、本契約の発注に際し、適正な単価に修正することなく、試算時の単価のまま積算を行っていた。このため、積算額について、「築地市場(30)水産物部立体駐車場ほか解体工事」は約6,987万円が過大、「築地市場(30)正門仮留駐車場ほか解体工事」は約1,368万円が過少、「築地市場(30)冷蔵車庫ほか解体工事」は約32万円が過少なものととなっている。市場は、解体工事の積算を適正に行われた。	市場は、チェンクリストに、宮崎積算システムの設定が最新の単価を採用することとなっているが、また、積算単価が適切であるかを確認する項目を追加し、チェック機能の強化を図った。 【2-エ】 市場は、平成31年3月20日及び令和元年12月5日に工事担当委員会を開催した。事業部施設課は、平成31年3月18日及び令和元年5月24日に健全体会議を開催した。これらの会議により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】
36	中央卸売市場	汚水槽から排出される汚泥の処理を適正に行うべきもの	市場は、「食肉センタービル設備運転保守管理ほかに委託」の契約により、食肉市場モックビル設備の運転監視及び定期点検保守を行っている。この中で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)では、廃棄物の適正な処分、処分等処理により、公害の防止を目的とし、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら定めている。また、産廃物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について(昭和46年10月25日厚生省通知)では、し尿を含む汚泥は産業廃棄物として定められている。しかしながら、本委託の汚水槽及び雑排水槽清掃の際に発生した汚泥の処理について見ると、汚水槽から排出されるし尿を含む汚泥と、雑排水槽から排出されるし尿を混合して収集していることが認められた。この結果、一般廃棄物として処理しており適正でない汚泥の処理を適正に行われた。	市場は、設備運転保守管理ほかに委託の契約の下で以下のよう契約して契約するに、以下のように分割して契約することと変更した。 ・ 一般廃棄物及び産業廃棄物の清掃 ・ 運転委託(新規) ・ 一般廃棄物の処分委託(新規) ・ 産業廃棄物の処分委託(新規) また、清掃用運転委託と産業廃棄物の処分委託、一般廃棄物と産業廃棄物を分別して運搬する旨を追加することとして、混載の再発防止を図った。 【2-エ】 市場は、令和元年12月5日に工事担当委員会、維持管理担当者合同会議を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】

番号	外資局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
37	建設局	設計内容について委託者を適切に指導・監督すべきもの	設計委託の設計内容について委託者を適切に指導・監督すべきもの	設計委託の設計内容について委託者を適切に指導・監督すべきもの
38	建設局	交通整理員を適正に使用するもの	交通整理員を適正に使用するもの	交通整理員を適正に使用するもの

局は、井の頭恩賜公園内の弁天橋を架け替える工事を発注するため、設計を行うことで、本契約の特記仕様書では、施工計画や仮設構造物等の設計を行うこととなっている。また、局設計委託標準仕様書では、工事に必要とされる細部構造を経済的かつ合理的に設計するよう定められている。本委託の設計委託報告書について見ると、施工計画と仮設構造物の設計について、次の不適切な点が見られた。

① 工事全体の施工計画は検討され設計委託報告書に記載されているものの、一部、橋脚部分の施工手順や使用する材料仕様とその他の配置の検討が行われていない。

② 仮設構造物の構造計算において、ボイリングに対する検討が行われていない。

③ 仮設構造物の検討において、過大なサイズの鋼材が選定されており、経済的な仮設設計が行われていない。

このため、工事発注に当たっては、現場の施工環境や施工条件を考慮した適切な材料選定など、設計内容の再検討が必要である。

局は、設計委託の設計内容について、設計委託者に適切に指導・監督されたい。

局は、「多摩圏公園ライオンズパス発着所整備工事」は、2件の契約により、公園施設の建設を行っており、施工に当たり、園内の施設利用者の安全性を確保するため、工事車両や歩行者の誘導などを行う交通整理員を配置している。ここで、局積算基準では、交通整理員の費用を計上する場合は、事業者が負担すべきこととしている。しかしながら、各契約の交通整理員の積算について見ると、下請経費等を含まない積算額を適用している。「多摩圏公園ライオンズパス発着所整備工事」は約6,687万円、「上野動物園の21号」は約1,477万円、「東村山中央公園西所(日2.9)改築工事」は約3,777万円。それぞれ超過したとなっている。局は、交通整理員の積算を適正に行われた。

西部公園緑地事務所は、再検討が必要と設計内容の手直しを行い、令和2年3月23日に完了した。【1-エ】  
公園緑地事務所は、25ページから発着所整備報告書を作成を新たに決定した。【2-エ】  
局は、令和元年12月7日付けの事務連絡及び令和2年2月7日付けの事務合、及び報告書と仕様書との整合性を確認するため、他部署に在籍する専門技術に精通した職員からの専門的技術支援の仕組みを新たに構築することにより、チェンクリスト体制の強化を図った。

さらに、新は、設計業務委託における設計事項に関するチェンクリストを作成し、チェンクリストを付した。【2-エ】  
局は、令和2年1月24日に設計工事担当委員会を開催した。局長は、令和元年9月24日に所内課長会を開催した。これらの会議により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。  
【2-エ】

公園緑地部は、令和元年9月19日付けの事務連絡により、東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所に対して、改めて、交通整理員の費用を計上する場合は、事業者が負担すべきこととし、情報共有を図った。交通整理員の積算には、チェンクリストに記載している積算額を適用することとした。  
【2-エ】  
局は、令和元年10月23日に建築職内技術担当者会議及び技術担当者会議を開催した。令和元年11月21日には設計工事担当者会議を開催した。令和元年11月21日及び令和元年12月3日に課長会を開催した。令和元年9月24日に課長会を開催した。令和元年9月24日に課長会及び課長代理会議を開催した。  
これらの会議により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。  
【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
39	建設局	あと施工工 法による積 雪を適正に 処理するた め	局は、「新川排水機場耐震補強工事に伴う建築工事」の契約により、排水機場及び管理棟の耐震改修等を行ったため、既設建築物の耐震性能の向上のため、耐震ブレース等を設置している。このうち、耐震ブレース設置の積算について見ると、製作費等は見積りどおり、既設の柱や梁に固定するための面表により計上している。しかしながら、耐震ブレースの製作費等が見積りよりも重複していることが認められた。積算額約640万円が過大なものとなっている。局は、あと施工工法の積算を適正に行われた。	江東治水事務所は、チェンククリンスト（標準単面表）に搭載されている品目について、見積項目を追加し、チェンククリンストの強化を図った。【2-ウ】局は、令和元年10月23日同局11月22日に機械、電気職向け技術担当者職向け技術相談、電気職向け技術担当者職向け技術相談により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】
40	建設局	ポンプカ ーの施工 管理につ いて受注 者を通 知し、監 督すべ きもの	局は、「内川排水機場耐震補強工事」に伴う排水機場に換気設備の設置を行っている。建築設備耐震設計・施工指針2014年版（一般財団法人日本建築学会）によれば、設備機器の基礎・床・壁（以下「建築構造物」という。）などにポンプカートを接続するコンクリートに設備機器を直接ポンプカートを支持することは避けることとしている。しかしながら、受注者から提出された給気ポンプ付図について見ると、ポンプカートが建築構造物に達していない状況が認められた。このこととは、地震発生時に給気ポンプが転倒して破損し適正な換気量が得られず、排水ポンプの運転に支障を来たすおそれがあり、排水機場の機能を確保する観点から、ポンプカートの施工管理に局は、受注者を通じて適切に指導すべき。	第二建設事務所は、令和元年9月9日に受注者に改善指示を行い、建築構造物に達するように追加で施工を実施し、令和元年10月10日に完了した。【1-エ】所は他工事での再発防止のため、指摘趣旨を失敬事例集に追加し、情報共有を図った。【2-ウ】局は、令和元年11月22日に機械、電気担当課長（代理）・担当者を開催した。令和元年10月21日に所内課長会を開催した。11月11日付けの文書により、施工中の他受注者に対し、適切にポンプカートの施工を行うよう指示した。これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
41	港湾局	コンクリ ート断面 修復につ いて設計 図書に記 載すべ きもの	局は、「平成29年度二島港修繕（5.0m）（改良）建設工事（その2）」の契約により、進捗劣化した岸壁等の改良を無収コンクリート（以下「モルタル」という。）等を用いて行っている。このうち、車高部土木工事修繕仕様書では、工事使用材料の品質及び規格等については、土木材料仕様書に定めるところによるほか、設計図書により定めなければならないと定めている。しかしながら、本契約のコンクリート断面修復で使用されるモルタルの品質及び規格が適正に材料を選定していることが確認できず、モルタルの品質及び規格が確保されていないおそれがある。局は、コンクリート断面修復材料の品質及び規格について設計図書に記載された。【2-エ】	離島港湾部は、積算システムで出力された各工事の使用材料一覧調書等と土木材料仕様書との比較を行うこととした。また、チェンククリンストに使用材料一覧調書を用い確認する旨を記載するのと同時に、土木材料仕様書に記載のない材料の品質及び規格が記載されている材料の品質及び規格が記載されていることを確認することとした。【2-ウ】局は、令和2年3月5日に局内工務課長課長（代理）を開催した。令和元年5月28日に第1回離島港湾部所管工事の進行管理等会議を開催した。令和元年5月28日に第1回離島港湾部所管工事の進行管理等会議を開催した。これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
42	港湾局	防波堤の設計を適正に行うべきもの	局は、「平成29年度二見漁港防波堤建設工事(その2)」の契約により、このうち、鋼管矢板の構造で次の不通正な点が認められた。 ①鋼管矢板同士を接続する継手材の厚さについては、日本産業規格(JIS)によると9mmと11mmの2種類があり、本契約の継手材は11mmを使用している。本道建設協会発行の鋼管矢板基礎設計施工便覧では、鋼管矢板を筒状等に配置して鋼管矢板同士の上端部から下端部まで固めに連結し、11mmの継手材を使用することとしている。 しかしながら、本契約の鋼管矢板の配置は二重矢板と称される並列構造で、継手材は打設時に隣接する鋼管矢板とのすれを抑えるガイドとしての変動となっており、橋脚等の基礎構造ではない。このことから、より安全な9mmの継手材を使用すべきである。 ②本契約で用いている鋼管矢板は、1本当たりの長さが約30mとなるため、船舶による運搬を考慮し、工場であらかじめ2分割して製造された材料を施工場所において現場溶接を行って行っている。 日本港湾協会発行の鋼管矢板施工指針及び一般社団法人鋼管矢板・鋼管工指針等)では、鋼管矢板を地上などの現場で溶接する場合、良好な作業環境を確保することが困難であるため、構造計算において鋼管矢板の強度を10%削減させる現場溶接位置については、隣り合う鋼管矢板で現場溶接位置が並ばないよう1m程度上下にずらした千鳥配置にすることと定めている。 しかしながら、本契約の設計図面において、鋼管矢板の強度は、構造計算上確保されてはいるものの、現場溶接位置が全て同一高さとなることについては、より安全性を高める観点から適正でない。	離島港湾部は、チェーンクランに溶接位置の確認と継手材の使用用途及び厚さを確認する項目を追加し、チェーンクランの強化を図った。【2-ウ】 局は、令和2年3月5日、チェーンクラン部長代理と開催した。日に第1回離島港湾部所管工事の進行管理等会議を開催した。令和元年7月31日付けの事務連絡により、部内及び支庁に於いて、鋼管矢板の継手材及び現場溶接位置の適正な設計を徹底するように通知した。 これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
43	交通局	鉄道事業者との協議状況等を特記記載すべきもの	局は、「(仮称)有明自動車営業所整備に伴う構造変更に関する協議の概要」について、工事区域(以下「工事区域」とし、以下「協議事項」)と構造基礎構造に関する協議内容(以下「協議事項」とし、以下「協議事項」)とを特記記載すべきもの	建設工務部は、チェーンクランに「起工時点で関係機関との協議が整っていない場合は、特記仕様書の記載を行う」と追加し、【2-ウ】 部は、令和元年8月5日、6日及び8日に基礎確認説明会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】
44	交通局	諸経費の積算を適正に行うべきもの	局は、「(仮称)有明自動車営業所整備に伴う構造変更に関する協議の概要」について、工事区域(以下「工事区域」とし、以下「協議事項」)と構造基礎構造に関する協議内容(以下「協議事項」とし、以下「協議事項」)とを特記記載すべきもの	局は、「(仮称)有明自動車営業所整備に伴う構造変更に関する協議の概要」について、工事区域(以下「工事区域」とし、以下「協議事項」)と構造基礎構造に関する協議内容(以下「協議事項」とし、以下「協議事項」)とを特記記載すべきもの

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
45	交通局	1		
		2	<p>このため、モルタルの設計上の強度は検査したところ満足しているものも、モルタルの現場製造過程での品質管理は適切でない。</p> <p>局は、ポリマーセメントモルタルの品質管理について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>このため、モルタルの設計上の強度は検査したところ満足しているものも、モルタルの現場製造過程での品質管理は適切でない。</p> <p>局は、ポリマーセメントモルタルの品質管理について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>
46	水道局	1		
		2	<p>局は、「拜島給水所2号配水池築造及び送水管（2000mm・新設工事）」の契約により、拜島給水所内に配水池の築造及び送水管の新設を行っている。このうち、輸入口に設置する蓋のスチレン製受枠（同長1.4m）により配管固定について見ると、見積りにより確定している。</p> <p>しかしながら、見積りでは、1か所当たりの金額であるところ、認って1m当たりの金額を単価として計上している。</p> <p>このため、積算額約487万円が適大なものとなっている。</p> <p>局は、スチレン製受枠の積算を適正に行われたい。</p>	<p>多摩水道改修推進本部施設部は、受注者の同意を得て、令和2年2月に、当該部分の適大な契約代金を契約変更により減額した。【1-ア】</p> <p>局は、新たに設計担当者以外の職員が行うこととし、チェック体制の強化を図った。</p> <p>また、設計チェックリストに「見積り依頼書、見積書及び見積承認書」として記載し、単位に誤りがないか確認することとした。【2-ウ】</p> <p>局は、令和元年6月11日に設計・工事課長代理を開催した。</p> <p>局は、令和元年7月16日及び同年11月5日に部内研修を実施した。</p> <p>設計課は、令和元年5月31日及び同年7月26日に設計課内会議を開催した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
47	水道局	1		
		2	<p>局は、「港区新橋一丁目13番地先から同区東新橋一丁目3番地先間配水小管布設工事」は、かつ2年の契約により、配水管の耐震補修を行うため、配水小管布設工事を行った。</p> <p>この中で、交通量の多い場所などで使用される改良アスファルト舗装の品質管理として、舗装安定性を確認するため、ポータブルラックテストを行うことと定められている。このことから、舗装面積が2,000㎡未満においても試験を1回行う必要がある。各契約の品質管理記録報告書について見ると、いずれも舗装面積が2,000㎡未満であったため、ポータブルラックテストが実施されなかった。</p> <p>局は、アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>局は、「大田区京浜島二丁目7番地先から同区京浜島二丁目1番地先間配水小管布設工事」の契約により、配水管の耐震補修を行うため、配水小管布設工事を行っている。</p> <p>この中で、局配水管設計が説明した必要がある設計担当者で判断した場合は、上司と相談の上、地元説明会を開催し、必要に応じて地元説明会を開催し、地元住民の要望事項を理解し、設計を行うことと定めている。</p> <p>しかしながら、本契約の設計変更手続きについては、車両の出入りが頻繁にある区域の施工にもかかわらず、設計時に地元住民との調整を行っていないことが認められた。</p> <p>このため、契約後に地元住民と調整した結果、長期間施工から夜間施工に変更することとなり、その期間の工期を延長している。</p> <p>要望事項を理解した設計時にいたった場合及びその経緯等約142万円を削減することができる。</p> <p>局は、地元住民との調整を適切に行われたい。</p>
48	水道局	1		
		2	<p>局は、「大田区京浜島二丁目7番地先から同区京浜島二丁目1番地先間配水小管布設工事」の契約により、配水管の耐震補修を行うため、配水小管布設工事を行っている。</p> <p>この中で、局配水管設計が説明した必要がある設計担当者で判断した場合は、上司と相談の上、地元説明会を開催し、必要に応じて地元説明会を開催し、地元住民の要望事項を理解し、設計を行うことと定めている。</p> <p>しかしながら、本契約の設計変更手続きについては、車両の出入りが頻繁にある区域の施工にもかかわらず、設計時に地元住民との調整を行っていないことが認められた。</p> <p>このため、契約後に地元住民と調整した結果、長期間施工から夜間施工に変更することとなり、その期間の工期を延長している。</p> <p>要望事項を理解した設計時にいたった場合及びその経緯等約142万円を削減することができる。</p> <p>局は、地元住民との調整を適切に行われたい。</p>	<p>給水部は、設計図面審査会チェックシートに設計時における地元と事前調整に関する確認項目を追加し、チェックリストの強化を図った。</p> <p>【2-ア】</p> <p>局は、令和元年8月5日及び同年11月29日に、技術調整担当課長代理会議を開催した。</p> <p>局は、令和元年10月1日付けの事務連絡により、各支所に対し、設計時における地元と事前調整を行うことと周知した。</p> <p>南都支所は、令和元年7月1日に配水第一課会議を開催した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>





番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
52	下水道局	あつ植工セ ん新補強鉄 筋工・品質管 理を適切に 行うべきも の	<p>これは、近年、複数のあつ植工セ ん新補強鉄筋工法が開発され、契約ごと に異なる工法を採用し施工したため である。</p> <p>このため、本部及び所は、補強鉄筋 管理の書類等で確認して品 質管理の書類等における施工・品質管理に 関する記載内容を統一するよう受注者 を指導しておらず、各工事現場におけ る施工・品質管理を行う上で適切でな い。</p> <p>① 管理項目(補強鉄筋長、削孔長、 削孔径、削孔位置、注入剤の圧縮強 度等)</p> <p>② 管理基準値(①に対する長さ、大 きさ、位置、強度等に關する許容 管理項目を測定する頻度)</p> <p>③ 管理項目を測定する頻度</p>	<p>建設部及び流域下水道本部は、施 工・品質管理項目を関係工法協会と協 議し、工法ごとの管理表を作成した。 計画調整部は、上記の取組を受け、 土木工事統括工管理基、あつ植 工・品質管理について見ると、次の 項目を追加した。【2-7】</p> <p>① 管理項目を測定する頻度 ② 管理基準値(①に対する長さ、大 きさ、位置、強度等に關する許容 管理項目を測定する頻度)</p> <p>【2-7】 局は、令和元年11月20日に工事 監査フォローアップ研修を実施し、指 導員及び再発防止の取組について周 知を図った。【2-エ】</p>
53	下水道局	理設管管理 者との調整 を適切な時 期に行うべ きもの	<p>「[2-7]」 局は、令和元年11月20日に工事 監査フォローアップ研修を実施し、指 導員及び再発防止の取組について周 知を図った。【2-エ】</p>	<p>「[2-7]」 局は、令和元年11月20日に工事 監査フォローアップ研修を実施し、指 導員及び再発防止の取組について周 知を図った。【2-エ】</p>
54	教育庁	自家用電気 工事業務安 全管理業務 委託の適正 を図るべき もの	<p>このため、積算額約190万円が過 大なものとなっている。 庁は、自家用電気工務委託の積算額 を適正に行われた。</p>	<p>このため、積算額約190万円が過 大なものとなっている。 庁は、自家用電気工務委託の積算額 を適正に行われた。</p>